有料老人ホーム重要事項説明書

施設名			グラ	ランフォレス	人南小岩	1			
定員・室数		18	人	• 18	室				
有料老人ホームの類	型・表示	 事項							
類	型			介護作	寸(一般型	!)			
	無				無				
居 住 の 権 利 形	態			利	用権方式				
利用料の支払方	式				選択方式				
入居時の要	件			混合型	(自立含	た)			
介護保険の利	用		特	定施設入居都	当生活介護	(一般	·型)		
居 室 区	分	無							
介護に関わる職員体	制			2	: 1以上				
1 事業主体	\ /+	然の話				5 4 12+	I		
<i>I</i> ⊒			万リ	72					
名									
	名 〒		7	<u> </u>	フノイル	ググ体	工芸社		
主たる事務所の所在	地			┃ ᄝᄝᆓᆇᄝᅩᇬᅮ	- 口 2 平 1 口	並完	エフリラク75比		
	電			自区四机伯2]					
連絡	午——								
ホームペー				oo in	03-	3340-0	1120		
					丘 夕	垣永			
設 立 年 月	日	1 I (1X H)	《小巾 1文 7.		·				
以 立 中 万	· .	メホーム	の運営						
主な事業	等介護係	除法によ	る指定	居宅サービス	く事業	4 <u>+</u> -			
車業主体が東古郷内で									
介護サービスの種			リ及に			1			
<居宅サービス>	E75	四川外		工体争未///。	.>>H \h1.		// 11.25		
訪問介護		なし							
訪問入浴介護									
訪問看護									
訪問リハビリテーショ	ョン								
居宅療養管理指導		なし	- · / -	コ・レ ラ L 6 本 F	于 &白		⇒ 型体压反射0 10 10		
通所介護通所リハビリテーショ	ョン	 	アイ ノ	/ オレムト㈱ 5	市 連市		水印褓馬区蜥2-13-12		
短期入所生活介護	1 ~					+			
短期入所療養介護						-			
特定施設入居者生活分			グラン	ノフォレスト	学芸大学	東	京都目黒区五本木3-13-26		
福祉用具貸与		なし							
特定福祉用具販売		なし							

<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	6	グランフォレスト学芸大学	東京都目黒区五本木3-13-26
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス	>		
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>	.	,	•
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

2	事業所概要														
Þ		称	フリカ゛ナ				ク゛ ランフォレス	トミナミコイ	ሰ ፓ						
名		小小	名 称			グラ	ンフォレ	ノスト国	有小岩	-					
所	 在	地	〒 13	3-0056											
וללו	1#	坦			東京	都江戸川[2	区南小岩	4 — 1	7 —	6					
連	絡	先	電話	番号			03	-5668-	-7530						
圧		ノレ	ファック	ス番号			03	-5668-	-7531						
ホ	- Д ~ -	ジ	https://w	ps://www.fillcare.co.jp											
介:	護保険事業所番	号		第1372304558 号											
管	理 者 職 氏	名	役職名 :	ホーム長			氏名	望月	弘之	さ					
事	業開始年月	日				平	成 19 4	年 4 月	月 1	日					
届	出 年 月	日				平	成 18 年	₹ 7 月	10	日					
届	出上の開設年月	日				平	成 19 4	年 4 月	月 1	日					
特:	定施設入居者生活介	·誰		行規指定年月日(初回) 平成 19年4月1日											
197		μZ		(定の有効期間											
		44.	新規指定領		初回)		和 5 年								
特別	定施設入居者生活介	護	指定の有効	期間		令 和 13 年 3 月 31 日 まで									
事	業所へのアクセ	ス	JR総武総	禄「小岩」	」駅(走歩 1 5 分	〉(約1,	2 0	0 m)						
施詞	役・設備等の状況														
ı	数 地	1	権利形態	-	_	抵当権	なし								
无	į, γι	1	面積	502	. 31 m²										
			権利形態	賃1	貸借	抵当権	なし								
			延床面積	776	. 15 m²	うち	5有料老	人ホー	ム分	776. 15	m²				
			竣工日			平	成 19 4	年 3 月	月 1	日					
交	基 物	J	階数				地上	3	階	地下		階			
				うち種	т	.ホーム分		3	階	地下		階			
				耐火建築		建築物戶	用途区分			老人ホー	-ム				
			併設施設等	等 なし	_	()			

(年代出初めの押冊	建物	萝	契約期間	∮ 平	成19年4.	月1日	\sim	令	·和19年	₹3月31	日
賃貸借契約の概要	建物	É	自動更親	新 あり							
	階	定員	室数				面積				
	2階	1人	9		18. 09	m²	\sim	1	8. 09	m²	
 居 室	3階	1人	9		18. 09	m²	\sim	1	8. 09	m²	
						m²	\sim			m²	
						m²	\sim			m²	
						m²	\sim			m²	
	階	定員	室数				面積				
一 時 介 護 室						m²	\sim			m²	
						m²	\sim			m²	
	便			全室あり							
		洗面									
	浴室			なし							
居室内の設備等	冷暖房設備			全室あり							
	電話回線			全室あり		置各自、)
	テレビア	ン テ	ナ端子	全室あり	(設	置各自、	放送	契約と	料金負	担も名	自)
共 同 便 所	2	箇					(女共月)
 共 同 浴 室	個沒		1		大浴槽:	1		機	滅浴:	1	
	併設施			なし	()
食堂	兼用		なし	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			機能	訓練室)
	併設施	設との		なし	()
その他の共用施設	あり		(健康 室	₹管理室、機 f	能訓練室(食堂兼用), I	ントラン	ノス事務	S室、洗 	濯)
エレベーター	あり		1	基							
消防設備	自動火	災報	知設備	: あり	火災通報	装置:	あり	スプリ	リンク	ラー:	あり
緊急呼出装置	居室:	i	あり	便所:	あり	浴室:	•	あり	脱衣室	₫:	あり

3 従業者に関する事項 職種別の従業者の人数及びその勤務形態 ① 有料老人ホームの職員の人数及びその勤務形態 常勤 非常勤 常勤換算 職種 実人数 合計 兼務状況 等 人数 非専従 専従 非専従 専従 生活相談員と兼務 管理者 (施設長) 1 1人 0.5 2 2人 1.0 生活相談員 管理者·計画作成 看護職員:直接雇用 2人 1 1 1.5 看護職員:派遣 0人 介護職員:直接雇用 9 0 9人 9.0 介護職員:派遣 0人 機能訓練指導員 1人 0.2 1 計画作成担当者 1人 0.5 1 生活相談員と兼務 0人 栄養士 0人 調理員 事務員 1 1人 0.4 その他従業者 1人 0.5 ② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 40 時間 ③-1 介護職員の資格 常勤 非常勤 延べ 資格 人数 専従 非専従 専従 非専従 介護福祉士 4 2 実務者研修 介護職員初任者研修 3 介護支援専門員 たん吸引等研修 (不特定) たん吸引等研修 (特定) 資格なし ③-2 機能訓練指導員の資格 常勤 非常勤 延べ 資格 人数 専従 非専従 専従 非専従 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 看護師又は准看護師 柔道整復師 あん摩マッサージ指圧師 はり師又はきゅう師 介護福祉士、介護支援専門員 ③-3 管理者(施設長)の資格 ④ 夜勤・宿直体制 配置職員数が最も少ない時間帯 20 時 分~ 7 時 0 分 上記時間帯の職員配置数 人以上 看護職員 0 人以上 介護職員

⑤ 特定施設入居者生	活介護	養の従業	と 着の /	人数等	じのため記。	のため記入省略				
職種 実人数		常勤			非常勤	j	合計	常勤換算		状況
机准	専領	き 非	丰専従	専領	‡ ‡	丰専従		人数	术/为	1/\{}\L
生活相談員							0人			
看護職員							0人			
介護職員							0人			
機能訓練指導員							0人			
計画作成担当者							0人			
⑤-1 介護職員の資	格					(3	ع 1 –(同じのため	記入省略	
資格 延べ	常勤				非常勤	j				
人数	専領	き 非	丰専従	専領	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	丰専従				
介護福祉士										
実務者研修										
介護職員初任者研修										
介護支援専門員										
たん吸引等研修 (不特定)										
たん吸引等研修 (特定)							_			
資格なし										
⑤-2 機能訓練指導	員の資	格			-	(3	ع 2 –	同じのため	記入省略	
資格 延べ		常勤			非常勤	j				
人数	専領	羊 非専従		専領	÷ ‡	丰専従				
理学療法士										
作業療法士										
言語聴覚士										
看護師又は准看護師										
柔道整復師										
あん摩マッサージ指圧師										
はり師又はきゅう師										
⑤-3 看護職員及び	介護職	銭員 1 /	人当たり	ク (常動	协換算)の利	用者数		1. 7	人
ビ業者の職種別・勤続年	数別人	数(本	事業所	におけ	る勤終	売年数)				
勤続 職種	看護	職員	介護	職員	生活	泪談員	機能調	訓練指導員	計画作品	找担当者
年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満			2							
1年以上3年未満			4		2				1	
3年以上5年未満										
5年以上10年未満	1	1	2					1		
10年以上			1							
合計	1	1	9	0	2	0	0	1	1	0

4 サービスの内容 提供するサービス あり 食事の提供サービス 委託 あり 食事介助サービス あり 入浴介助サービス 排せつ介助サービス あり 口腔衛生管理サービス あり 居室の清掃・洗濯サービス等家事援助サービス あり 相談対応サービス あり 健康管理サービス(定期的な健康診断実施) あり 服薬管理サービス あり 金銭管理サービス なし 日中及び夜間の定期的な巡回:要介護度に応じて、日中0~3回、夜間0~4回 定期的な安否 他、見守りシステムでのモニター感知によるケアコール対応 確認の方法 入居者が罹患、負傷等により治療を必要とする場合には、医療機関または目的施 設において医師による必要な治療が受けられるよう医療機関との連携、紹介、受 診手続き、通院介助等の協力をする。 〔対応可能〕 ■ 目ろう ○ (栄養剤の摂取支援、体調管理、装着箇所の清潔保持) ※看護職員が対応する 胃ろう以外の経管栄養 △(栄養剤の摂取支援,体調管理) ※状態に応じ。看護職員が対応する ・在宅酸素 ○ (体調管理) ※看護職員が対応する ・インスリン注射 〇(体調管理,血糖値把握) ※看護職員が対応する 施設で対応で ・バルーン装着 〇 (体調管理,装着箇所の清潔保持) きる医療的ケ アの内容 ※看護職員が対応する ・ストーマ ○ (体調管理,装着箇所の清潔保持) ※排泄物の廃棄や入浴介助は介護職員、パウチの張替えは看護職員が対応する ペースメーカー 〇 (体調管理) ※看護職員が対応する 透析 〇(体調管理) ※看護職員が対応する ・褥瘡 ○ (体調管理, 創部の清潔保持) ※看護職員が対応する · 痰吸引 〇 (体調管理,看護師による口腔・気管内吸引,創部の清潔保持) ※看護師が勤務する日中のみ対応可能

	名称	医療法人社[団悠翔会 悠	翔会在宅クリニッ	ック葛飾				
	所在地	東京都葛飾	区柴又1-4	6 — 9					
	急変時の相談	炎対応	あり	事業者の求めに応	ぶじた診療 あり				
協力医療機関(1)	協力の内容	・距離⋯約。	健康指導、! 4. 2km	緊急時の電話対応 他の費用は利用者					
	名称	医療法人社	団名聞会 葛1	飾南クリニック					
	所在地	東京都葛飾	区新小岩1-	3ー11 フォー	-ラム新小岩3階				
	急変時の相談		あり	事業者の求めに応					
協力医療機関(2)	協力の内容	・診療科目…内科 (訪問診療、健康指導、緊急時の電話対応) ・距離…約3. 5 km ・費用負担…医療費その他の費用は利用者の自己負担							
	名称	医療法人社[団 栄和会 :	だんのうえ眼科	亀有院				
	所在地	東京都葛飾	区亀有3丁目20	6-1 リリオ館6階					
協力医療機関(3)	急変時の相談	炎対応	あり	事業者の求めに応	ぶじた診療 あり				
加力	協力の内容	・診療科目…眼科往診 ・距離…約6.5km ・費用負担…医療費その他の費用は利用者の自己負担							
	名称								
	所在地								
協力医療機関(4)	急変時の相談	炎対応		事業者の求めに応	ぶじた診療				
	協力の内容								
新興感染症発生時	有無	なし							
に連携する医療機	名称	なし							
関	所在地	なし							
	名称	中小岩歯科	 医院						
	所在地	東京都江戸川	区北小岩5-	-5 <i>—</i> 19					
協力歯科医療機関	協力の内容	・診療科目…歯科診療、口腔衛生 (歯科診療 口腔衛生)							

護保険加算サービス等				
個別機能訓練加算	なし			
夜間看護体制加算	あり(Ⅱ)			
看取り介護加算	あり(I)			
協力医療機関連携加算	あり			
認知症専門ケア加算	なし			
サービス提供体制強化加算	あり(皿)			
介護職員等処遇改善加算	あり(Ⅱ)			
入居継続支援加算	なし			
テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)	なし			
生活機能向上連携加算	なし			
若年性認知症入居者受入加算	なし			
ADL維持等加算	なし			
科学的介護推進体制加算	あり			
高齢者施設等感染対策向上加算	なし			
生産性向上推進体制加算	あり(Ⅱ)			
口腔・栄養スクリーニング加算	なし			
退院・退所時連携加算	あり			
退去時情報提供加算	あり			
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり			
短期利用特定施設入居者生活介護の算定	可			
用者の個別的な選択によるサービス提供	あり			
営懇談会の開催	あり	(年	2	回予定)
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置				
費によるショートステイ事業	あり			

居に当たっての留意事	 項	
	年齢	契約締結時に原則満65歳以上
	要介護度	入居時 自立、要支援、要介護の方
入居の条件	医療的ケア	お客様の状態を確認させていただいた上で、入居可能かご相談 させていただきます。
八店の条件	認知症	お客様の状態を確認させていただいた上で、入居可能かご相談 させていただきます。
	その他	お客様の状態を確認させていただいた上で、入居可能かご相談 させていただきます。
身元引受人等の条 件、義務等	ことができた。 身元引受人に と連帯して履 の身柄を引き	身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定める い相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。 は本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者 員行の責を負うとともに、事業者と協議し、必要な場合は入居者 を取るものとします。身元引受人は、入居者が死亡した場合の遺 会品の引き取りを行います。
	利用期間	7泊8日まで
体験入居	利用料金	1泊 13, 200円(うち消費税1, 200円) (宿泊費、食費、介護サービス料込み)
	その他	ショート入居:(最長30泊31日、3食付) 1泊16,500円(うち消費税1,500円)介護保険適用外
入院時の契約の取扱い	家賃相当額はす。しかし食	J長期不在等の場合は管理費・上乗せ介護費・厨房維持管理費・ はお支払いいただきます。なお、1ヵ月単位での精算になりま 食材費の部分につきましては返金させていただきます。また、入 ったる場合でも契約は存続しますので、退院後は入院前の居室に 出来ます。
	虐待防止対策	た た検討委員会の定期的な開催 (年 12 回)
高齢者虐待防止のための取組の状況	定期的な研修	多の実施 (年 2 回)
Øプリプ 耳又 祚且 リフィ人 (九	担当者の役職	戦名 ホーム長
	身体的拘束等	
	定期的な研修	8 の実施 (年 2 回)
		身ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動 庁為(身体的拘束等)を行うこと
		を行う場合の様態及び時間、入居者の状況並びに緊 なし ない場合の理由の記録
身体的拘束等の適正 化のための取組の状 況	やむを得ずり東を行う場合続	

業務継続計画の策定 定期的な研修の実施 (年 2 回) 定期的な副練の実施 (年 2 回) 定期的な副練の実施 (年 2 回) 定期のな製練が計画の見直し 1. 事業者は、入居者が次の各号にいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約を元れ以上将来にわたって維持することが着しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 (1) 入居契約書に監偽の事項を記載する等の不正手段により、入居したとき (2) 月払いの利用料、その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき (4) 入居契約書第30条(貸止または制限される行為)の規定に違反したとき (4) 入居契約書第30条(貸止またはおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき (5) 入居者の行動が、他の人主者は「成長の年命に高書を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人木一ムにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき (2) 前毒の過差に走づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号の手続きを行います。 (1) 契約解除の通告について、90日の予告期間をおく (3) 解除過告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転を行いま場合には、高級に過告には、方を大がない場合には人居者の移転先の有無について確認し、移転をがない場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第1号及び第2号に掲げる手続きを行います。 (1) 医師の意見を聴く (2) 一定の観察期間を置く 4. 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定めに関わらず、催告することなく契約を解除することができます。 (1) 入居契約書第47条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき (3) 人居契約書が4条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事をとの移動となり、貸上又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの 全号に掲げる行為を行ったとき (1) 入居契約書第47条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事項 「時時 基準・手続 利用料金の変更前な金の移動 なし 「判断基準・手続 利用料金の変更前な金の推接 「中野・基準・手続 利用料金の変更前な金の世様の変更前な金の世様		職員に対する周知の実施	あり
花児等 で期的な訓練の実施		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
定期的な素務総続計画の見直し 1. 事業者は、入居者が次の各号にいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上特末にわたって維持することが著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 (1) 入居契約書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により、入居したとき(2) 月払いの利用料、その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき(4) 入居契約書第3条(目的施設の終身利用契約)の規定に違反したとき(5) 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恋のであり切迫した恋が、かつ有料名人十一人における通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号の手続きを行います。 (1) 契約解除の通告について、90日の予告期間をおく (2) 前号の通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無についぞ確認し、移転元がない場合には入居者を収り売引受人等に弁明の機会を設ける(3) 解除通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先の循係について協力する 3. 第1項5号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第1号及び第2号における直接について協力する 3. 第1項5号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第1号及び第2号における手続きを行います。 (1) 医師の意見を聴く (2) 一定の観察期間を置く 4. 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定めに関わらず、催告することなく契約を解除することができます。 (1) 入居契約第第17条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき(2) 入居契約後に反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき(3) 入居契約第20条 (禁止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの各号に掲げる行為を行ったとき 介護時における居室の住み替えに関する事項 中冷・護室への移動 なし 判断基準・手続 利用料金の変更 前払金の調整 従前居室との仕様の変更			
1. 事業者は、入居者が次の各号にいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 (1) 入居契約書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により、入居したとき(2) 月払いの利用料、その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき(3) 入居契約書第28条(目的施設の終身利用契約)の規定に違反したとき(4) 入居契約書第20条(禁止または制限される行為)の規定に違反したとき(5) 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号の手続きを行います。 (1) 契約解除の通告について、90日の予告期間をおく(2) 前号の係の通告にた立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける(3) 解除通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する 3. 第1項5号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第1号及び第2号に掲げる手続きを行います。 (1) 医師の意見を聴く (2) 一定の観察期間を置く 4. 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定めに関わらず、催告することなく契約を解除することができます。 (1) 入居契約書第47条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき (3) 入居契約書第47条(反社会的勢力に該当したとき (3) 入居契約第20条(禁止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの 介護時における居室の住を考えに関する事項 中時介護室への移動 なし 利用料金の変更 前払金の調整 従前居室との仕様の変更	(人)(九守 	,,, ,,,,	
約をこれ以上将来にわたって維持することが著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。 (2) 月払いの利用料、その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき。 (3) 入居契約書第3条(目的施設の終身利用契約)の規定に違反したとき(4) 入居契約書第20条(禁止または制限される行為)の規定に違反したとき(5) 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号の手続きを行います。 (1) 契約解除の通告について、90日の予告期間をおく(2) 前号の通告にた立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける(3) 解除通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する 3. 第1項5号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第1号及び第2号に掲げる手続きを行います。 (1) 医師の意見を聴く(2) 一定の観察期間を置く 4. 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、前項までの定めに関わらず、催告することなく契約を解除することができます。 (1) 入居契約書第47条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき(2) 入居契約後に反社会的勢力に該当したとき (3) 入居契約第20条(禁止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの各号に掲げる行為を行ったとき 一時介護室への移動 本は、前項第7号から第9号までの各号に掲げる行為を行ったとき の作りで変更 前払金の調整 従前居室との仕様の変更 前払金の調整 従前居室との仕様の変更		7-77-1-0-71-0-7-1-1	
一時介護室への移動 なし 判断基準・手続 利用料金の変更 前払金の調整 従前居室との仕様の変更		約をこれ以上将来にわかります。 (1) 入居契約書に虚偽の事項を記載する等の不正(2) 月払いの利用料、その他の支払いを正当的。 (3) 入居契約書第3条(目的施設の終身利さまたは制限で表別書第20条(禁止または制限で表別書第20条(禁止または制限で表別をである。(4) 入居君の行動がたける。 (5) 入居君の行動がたける。 (5) 入居契約書第20条(からがあります。) (5) 入居者の行動がたける。 (1) 契約の規定に基づく契約の解除の場合とし、移転の規定に基づく契約の解除の場合によって、自身の表別の規定に基づく契約の解除の場合により、の規定に基づく契約の解除の場合により、の規定に基づく契約の解除の場合によび、自力の規定に基づくのの場合により、表別の第1号の通告に伴うでは、方により、表別の第1号をを行います。 (1) 東第1号との定めに関わらず、は、次の第1号を聴く(2) 一定の観察期間を出まる。 (1) 入居契約書に反社会的勢力に該当とに、入居契約第20条(禁止又は制限される行為の第20条(禁止又は制限される行為の対象の第20条(禁止又は制限される行為の表別を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を	く困難と認められる場合に、本契 手段により、人居したときと の規定に違反したしたし、第のの規定に違反に違反し、第のののののののののののののののののでは、第一ののでは、第一ののでは、第一ののでは、第一のでは、第
判断基準・手続 利用料金の変更 前払金の調整 従前居室との仕様 の変更			
利用料金の変更 前払金の調整 従前居室との仕様 の変更		なし	
前払金の調整 従前居室との仕様 の変更			
従前居室との仕様 の変更			
の変更	前払金の調整		
その他の居室への移動 あり			
	その他の居室への移動	あり	

判断基準・手続	1. 事業者からの申出による住み替えの場合 事業者は、入居者に対してより適切な介護を提供するために必要と判断する 場合には、本契約に基づくサービスの提供の場所を目的施設内において変更 する場合があります。この場合、事業者は居室の住み替え等により、入居者 の権利や利用料金等に関し本契約に重大な変更が生じる場合は、次の各号の 手続きを行います。 ①事業者の指定する医師の意見を聴く ②入居者の意思を確認する ③入居者の身元引受人の意見を聴く ④緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける ⑤住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変動、占有面積の変更に伴う 費用負担の増減等について入居者及び身元引受人に説明を行う。 ⑥入居者の同意を得る。 2. 入居者からの申出による住み替えの場合 事業者は、入居者から目的施設内におけるサービス提供の場所の変更の申出があった場合、その申出が施設運営上、支障が出る場合を除き、入居者からの申出は指定の書式にて行うものとします。
利用料金の変更	1. 事業者からの申出による住み替えの場合 居室の利用権は当初の居室から新しい居室に変更となります。 この場合、入居者は、居室の清掃費及び原状回復費はございません。 2. 入居者からの申出による住み替えの場合 居室の利用権は当初の居室から新しい居室に変更となります。また、居室の変更による契約プランの変更は致しません。 この場合、入居者は、居室の清掃費及び原状回復費を負担しなければなりません。
前払金の調整	1. 事業者からの申出による住み替えの場合 前払金の精算については、現居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場合の住み替え後居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。ただし、現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額は頂きません。 2. 入居者からの申出による住み替えの場合
従前居室との仕様 の変更	前払金の精算については、現居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場合の住み替え後居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。また、現居室の前払金償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額を徴収差額としてお支払い頂きます。

提	携ホーム等への転居	あり グランフォレスト学芸大学 他
	判断基準・手続	事業者は、入居者から事業者が運営する他の施設へのサービス提供の場所の変更の申出があった場合、その申出が施設運営上、支障が出る場合を除き、入居者の申出を認め、事業者が運営する他の施設へのサービス提供場所の変更を行う場合があります。なお、入居者からの申出は指定の書式にて行うものとします。
	利用料金の変更	変更にあたっては、目的施設における全ての契約を解約し、変更を希望される施設での新たな契約を締結して頂く事で、居室の利用権は現施設における居室から、新しい施設における居室に変更となります。この場合、入居者は、居室の清掃費及び原状回復費を負担しなければなりません。管理費等の月額利用料は移り住み先の料金へ変更になります。
	前払金の調整	前払金の精算については、現施設における居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場合の住み替え後施設における居室の前払金償却残額に合わせるものとします。現施設における居室の前払金償却残額より、住み替え後施設における居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。また、現施設における居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額を徴収差額とにおける居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額を徴収差額としてお支払い頂きます。 償却年数については、住み替え後施設における居室の償却年数に合わせるものとし、住み替え後施設における居室の償却年数から、現施設における居室での居住年数(契約締結時年齢)を差し引いた年数を、住み替え後施設における居室の償却年数とします。ただし、この申出が、申出時に先に定める償却期間を超えている場合、住み替え変更の申出はお受けできません。
	従前居室との仕様 の変更	変更あり(便所・浴室・洗面所・調理設備等)
苦情対	付応窓口	
窓	口の名称1	グランフォレスト南小岩 ホーム長
	電話番号	03-5668-7530
	対応時間	9:00 ~ 18:00 (月曜日~金曜日)
窓	 口の名称 2	スミリンフィルケア株式会社 管理本部
	電話番号	03-5909-8750
	対応時間	9:15 ~ 17:30 (月曜日~金曜日)
窓	 口の名称3	江戸川区 福祉部 介護保険課 事業者調整係
	電話番号	03-5662-0032
	対応時間	8:30 ~ 17:00 (月曜日~金曜日)
窓	口の名称 4	東京都国民健康保険団体連合会の介護相談窓口
	電話番号	03-6238-0177
	対応時間	9:00 ~ 17:00 (平日)
窓	<u> </u> の名称 5	東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険相談窓口
	電話番号	03-5320-4597
	対応時間	8:30 ~ 17:00 (平日)
賠償責	賃任保険の加入	あり 保険の名称: 三井住友海上火災保険株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

利。	用者等の意見を把握する体	制、第	5三者によ	こる	評価の	実が	包状况等	争							
	アンケート調査、意見箱等	等利用	者の意見	等を	・把握す	^る.	取組		あり	J					
	東京都福祉サービス第三	者評価の	の実施			7	なし	結	果の公	表			なし		
	その他機関による第三者	評価の領	実施			なし 結果の公表					なし				
5	入居者														
介	護度別・年齢別入居者数	平均	匀年齢:		84. 1	歳		入月	居者数位	合計:	•	18	3 人		
	年齢 介護度	自立	要支援1	要	支援 2	要	介護 1	要	介護 2	要介	護3	要介	護4	要介	護 5
	65歳未満								1		1				
	65歳以上75歳未満										1		1		
	75歳以上85歳未満		1								1		3		
	85歳以上						1		4		2		2		
	合計	0	1		0		1		5		4		6		1
入	居継続期間別入居者数														
	入居期間	6月未	満 6月以 1年末		1年以 5年未					5年以	年以上 合計				
	入居者数		2	1	-	11		4				18			
男:	女別入居者数	男性:	-	6	人		女性:	-	-	12 人		-			
入	居率(一時的に不在となっ	ている	者を含む	Po)			100	%	(定員	員に対	する	入居	者数)		
直	近1年間に退去した者の人	数と理	1曲												
	理由		人数					理					人数	ζ	
	自宅・家族同居				1	そ <i>0</i> 宅等	り他の福 等へ転居	祉施	設・高	齢者住					
	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)へ転居					医療	索機関へ	の入	、院						2
	介護老人保健施設へ転居					死亡									1
	介護療養型医療施設へ転居					その他									
	他の有料老人ホームへ転居					退去者数合計								4	

6 利用料金 入居準備費用 なし 円 明内 細訳 支払日·支払方法 解約時の返還 あり 敷金 600,000 円 金額 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。 家賃及びサービスの対価 (内訳) プランの名称 前払金 月額利用料 家賃 管理費 食費 光熱水費 介護費用 90歳基本プラン 4,080,000円 4,280,000円 80歳基本プラン 6, 120, 000円 6, 320, 000円 279, 170円 50,000 70歳基本プラン 8, 160, 000円 8,360,000円 10, 200, 000円 65歳基本プラン 10,400,000円 6,480,000円 90歳特別プラン 123, 350 61,600 44, 220 管理費に含む 6,680,000円 9,720,000円 80歳特別プラン 9, 920, 000円 229, 170円 12,960,000円 70歳特別プラン 13, 160, 000円 16, 200, 000円 65歳特別プラン 16,400,000円 月払プラン 364, 170円 135, 000 367, 620円 138, 450

【基本プラン(90歳以上)】

68,000円 (月額単価) ×48ヶ月 (償却期間) + (前払金の20%)816,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額) により算出=4,080,000円

【特別プラン(90歳以上)】

108,000円(月額単価) ×48ヶ月(償却期間)+(前払金の20%)1,296,000円(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額)により算出=6,480,000円 【基本プラン(80歳~89歳)】

68,000円 (月額単価) ×72ヶ月 (償却期間) + (前払金の20%)1,224,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額) により算出=6,120,000円 【特別プラン (80歳~89歳)】

108,000円 (月額単価) ×72ヶ月 (償却期間) + (前払金の20%)1,944,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額) により算出=9,720,000円 【基本プラン (70歳~79歳)】

68,000円 (月額単価) ×96ヶ月 (償却期間) + (前払金の20%)1,632,000円 (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額) により算出=8,160,000円 【特別プラン (70歳~79歳)】

前払金

108,000円(月額単価)×96ヶ月(償却期間)+(前払金の20%)2,592,000円(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額)により算出=12,960,000円 【基本プラン(65歳~69歳)】

68,000円(月額単価)×120ヶ月(償却期間)+(前払金の20%)2,040,000円(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額)により算出=10,200,000円 【特別プラン(65歳~69歳)】

108,000円(月額単価)×120ヶ月(償却期間)+(前払金の20%)3,240,000円(想定居住期間を超えて 契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額)により算出=16,200,000円

(月額単価の説明)

建物賃借料を基礎とし、近傍同種家賃を参照し算出

(想定居住期間の説明)

各		当社既存施設を元に統計的に算定し、居住継続率が概ね50%になるところから算出 90歳以上 償却期間 48ヶ月 80歳〜89歳 償却期間 72ヶ月 70歳〜79歳 償却期間 96ヶ月 65歳〜69歳 償却期間 120ヶ月
料金の内訳・明細	家賃	[月払プランの家賃相当額の算定方法] 当社における入居金プランと月払プランにおける退去率と一定期間の空室発生のリスク等を踏まえ、長期にわたって安定的な経営ができるように設定しております。 [プラン別の家賃設定について] 家賃は想定居住期間内において、特別プラン135,000円となるよう設定しております。具体的には「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額(前払金の20%)」が設定されているため、月額単価は特別プラン108,000円となっています。想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額を想定居住期間で割り戻して月額単価と合わせると特別プラン135,000円となります。
	管理費	共用施設等の維持管理費、事務管理部門の人件費・事務費・居室内の光熱水費、厨房 管理費等、居室内の電話代、NHK受信料・衛星放送受信料等は別途実費負担
	介護費用	①上乗せ介護費用:当施設では要介護者2.0名に対し、常勤換算1名以上の職員体制(週40.0時間換算)をとっています。この介護保険給付の基準を上回る人員体制分の料金として算出した額としています。なお、上記費用については、入院等による長期不在時のご返金は致しません。②入居者が自立の場合:生活サポート費用79,200円(うち消費税7,200円)が適用になります。(この場合、上乗せ介護費用はいただきません。)
		※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 朝食 440 円・昼食 440 円・夕食 594 円 間食 0 円
	食費	1日当たり 1,474 円 × 30日で積算 厨房管理運営費等(管理費に含む) (食事をキャンセルする場合の取扱いについて) 外泊・入院等で食事をキャンセルする場合、前々日までに届出願います。 朝食440円・昼食440円・夕食594円を返金させて頂きます。
	光熱水費	入居者が居住する居室内及び共用部分の水道、電気の使用料については、管理費に含みます。 電話料及びNHK受信料これらに類する公共料金については、これを供給する事業体の料金規程及び支払い方法によります。
矢	豆期利用	1日当たり 16,500 円 利用料の 管理費、食費(3食)、介護サービス費 ^{第出方法} ※介護保険は適用外

前払金の取扱い						
支払日・ 支払方法	入居日までに弊社指定の銀行口座へお振込み下さい。					
償却開始日	入居した日の翌日					
返還対象としない額	想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額(前払金の20%)を入居日の翌日に事業者は取得する。当該受領額については、公益社団法人全国有料老人ホーム協会による前払金の試算シミュレーションの数値に基づき設定しています。					
	位置づけ					
	償却期間内に本契約が終了する場合は、入居者又は返還金受取人に、契約終了日から償却期間満了日までの額を返還します。					
契約終了時の 返還金の算定 方式	[返還金の算出方法] (前払金-想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する 額(前払金の20%))÷償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの 日数 *1 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額は、					
	入居日の翌日から3月経過した以降は返還されません *2 各年齢償却期間経過後は、返還金が無くなります *3 償却期間を超える場合、入居金の追加徴収はありません					
	期間:3か月 起算日:入居した日					
短期解約(死 亡退去含む) の返還金の算 定方式	入居した日の翌日から3月以内において入居者の解約の申し出がなされた場合は (死亡退去も含む)、目的施設の利用の対価として入居した日から契約終了日ま での1日当たりの利用料及び日割計算に基づく月額利用料、原状回復費用を事業 者に支払うことで契約を終了できるものとします。 事業者は当該費用の支払い及び居室の明け渡しを受けた後90日以内に、受領済 みの前払金及び月払い利用料の全額を無利息で入居者に返還することとします。 ※前払金の1日当たりの利用料の計算 (前払金-想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する 額)÷想定居住期間の月数 ÷ 30					
返還期限	契約終了日から 90 日以内					
保全措置	あり 保全先: 不動産信用保証株式会社					
その他留意事 項	なし					
月額利用料の取扱い						
支払日・ 支払方法	翌月分を入居者宛に費用項目との明細を付し、毎月15日までに請求します。 ホームはこれに基づき原則としてその金額を銀行口座または貯金口座から自動引 き落としとします。					
その他留意事 項	なし					

(30日換算・自己負担1割の場合)

24	14		ш
# 1	11	•	ш.

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援 1	73, 749	7, 375
要支援 2	121, 436	12, 144
要介護 1	205, 465	20, 547
要介護 2	230, 044	23, 005
要介護3	255, 724	25, 573
要介護 4	279, 574	27, 958
要介護 5	304, 883	30, 489

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり(Ⅱ)	要介護のみ
看取り介護加算	あり(I)	対象者のみ
協力医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅲ)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	なし	
若年性認知症入居者受入加算	なし	対象者のみ
ADL維持等加算	なし	
科学的介護推進体制加算	あり	
高齢者施設等感染対策向上加算	なし	
生産性向上推進体制加算	あり(Ⅱ)	
口腔・栄養スクリーニング加算	なし	対象者のみ
退院•退所時連携加算	あり	対象者のみ
退去時情報提供加算	あり	対象者のみ
介護職員等処遇改善加算	あり(Ⅱ)	

-----一部有料(サービスごとの料金は一覧表のとおり) 利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料 料金改定の手続 消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で改定します。 【料金プランの一例】 最も一般的・標準的なプランについて記入すること。 プランの名称 80歳基本プラン 単位:円 入居準備費用 前払金 敷金 月額利用料 6, 120, 000 279, 170 ※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。 7 入居希望者等への事前の情報開示 入居契約書の雛形 入居希望者に公開 財務諸表の要旨 入居希望者に公開 入居希望者に公開 公開していない 管 理 規 程 財務諸表の原本 公開していない 事業収支計画書 その他開示情報 なし 添付書類: 介護サービス等の一覧表 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目について説明を受け、理解しました。

年 月 日

署名

 説明年月日			
	年	月	日
説明者職・氏々	名		
職			
署名			

介 護 サービス等の一覧表(参考様式)

_				
区分	(自	立)	(要支援、要介 	護Ⅰ~Ⅴ区分)
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料に含む)サービス		追加料金が発生しないも の	その都度徴収するサービス(料金を表示)
	ICO		特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料	において外部の居宅サー
サービス			に含むサービスに〇	サービスに▲
<介護サービス>				
巡回 日中	○ 見守りシステムによ る確認		■ 見守りシステムによる確 認	
巡回 夜間	○ 見守りシステムによ る確認		■ 見守りシステムによる確 認	
食事介助			■ 都度一部又は全面介助	
排泄介助			■ 都度一部又は全面介助	
おむつ交換			■ 都度一部又は全面介助	
おむつ代		実費		実費
入浴(一般浴)介助			■週2回 一部介助	
清拭			■体調悪化時一部 または全部介助	
特浴介助			■週2回 一部介助もしくは 全面介助	
身辺介助				
•体位交換			■ 毎日3回 及び随時のおむつ交換時	
・居室からの移動			■ 杖、歩行器、車いすで 移動を介助	
・衣類の着脱			■ 毎朝夕 及び入浴時一部介助	
・身だしなみ介助			■ 毎朝夕 及び入浴時一部介助	
口腔衛生管理			■日常的な口腔衛生管理	
機能訓練			■ サービス計画書により 対応	
通院介助 (協力医療機関)			■必要に応じて	
通院介助 (上記以外)		1時間1,100円 (うち消費税100円)		1時間1,100円 (うち消費税100円)
緊急時対応				
オンコール対応	24時間対応		■ 24時間対応	
<生活サービス>				
居室清掃	週1回	規定回数以上1回 1,980円(内消費税180円)	週1回	規定回数以上1回 1,980円(内消費税180円)
リネン交換	週1回		週1回	
日常の洗濯	週3回	左記以外 1回 220円 (内消費税20円)	週3回	左記以外 1回 220円 (内消費税20円)
居室配膳・下膳			必要に応じて	
嗜好に応じた特別食		実費		実費
おやつ	1日1回		1日1回	
理美容		実費		実費
買物代行(通常の利用区 域) 買物代行(上記以外の区	週1回指定日	左記以外 1時間 1,100円 (内消費税100円)	週1回指定日	左記以外 1時間 1,100円 (内消費税100円)
買物代行(上記以外の区 域)	_	左記以外 1時間 1,100円 (内消費税100円)	_	左記以外 1時間 1,100円 (内消費税100円)
役所手続き代行	月1回指定日	左記以外 1時間 1,100円 (内消費税100円)	月1回指定日	左記以外 1時間 1,100円 (内消費税100円)
金銭管理サービス				

区分	(自	立)	(要支援、要介	護 I ~ V 区分)
	追加料金が発生しない(前払金又は月額利用料に含む)サービスに〇		追加料金が発生しないもの 特定施設入居者生活介護のサービスに■ 前払金又は月額利用料 に含むサービスに○	その都度徴収するサービス(料金を表示) 住宅型有料老人ホームにおいて外部の居宅サービス利用を原則とするサービスに▲
サービス				
<健康管理サービス>				
定期健康診断	年2回の機会提供	実費	年2回の機会提供	実費
健康相談	〇 随時		■ 随時	
生活指導•栄養指導	〇 必要に応じ随時対応		■ 必要に応じ随時対応	
服薬支援	〇 必要に応じ随時対応		■ 必要に応じ随時対応	
生活リスムの記録(排便・睡眠等)	〇 必要に応じ随時対応		■ 必要に応じ随時対応	
医師の訪問診療		実費		実費
医師の往診		実費		実費
<入退院時、入院中のサー ビス>				
移送サービス	協力医療機関	左記以外 1時間 1,100円 (うち消費税100円)	■協力医療機関	左記以外 1時間 1,100円 (うち消費税100円)
入退院時の同行(協力医療 機関)	必要に応じ随時対応		■必要に応じ随時対応	
入退院時の同行(上記以 外)		1時間 1,100円 (うち消費税100円)		1時間 1,100円 (うち消費税100円)
入院中の洗濯物交換・買物		1回 660円 (うち消費税60円)		1回 660円 (うち消費税60円)
入院中の見舞い訪問	必要に応じ随時対応		必要に応じ随時対応	
<その他サービス>				
・レクリエーション		実費		実費
•行事食	通常食との差額 (あらかじめお知らせします)	通常食との差額 (あらかじめお知らせします)	通常食との差額 (あらかじめお知らせします)	通常食との差額 (あらかじめお知らせします)

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	指針項目 該当に〇 備考							
安	安定的・継続的な居住の確保のための項目							
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵 当権が設定されていないか。	適合		•		不適合		
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	適合	•	不適合	•	非該当		
緊	急時の安全確保のための項目							
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築 基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されて いるか。	O 適合				不適合		
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合		•		不適合		
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	適合		•		不適合		
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	適合	•	不適合	•	非該当		
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合		•		不適合		
入	居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目							
8	各居室は界壁により区分されているか。	適合				不適合		
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合		•		不適合		
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親 等以内の親族を対象)であるか。	適合		•		不適合		
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供し ているか。	適合		•		不適合		
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を 作成することが決められているか。	適合		•		不適合		
入	入居者の財産を保全するための項目							
13	前払金について、規定された保全措置を講じている か。	適合	•	不適合		非該当	保全先:不動産信用保証株式会社	
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	•	〇不適合	•	非該当	初期償却率: 20% 前払金の内、上記率を初期償却いたします	
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合	•	不適合	•	非該当		

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。